

別表（第2条関係）

補助事業名	自家消費型非住宅用太陽光発電設備導入補助事業 (地域脱炭素移行・再エネ推進事業及び中小事業者を対象とした太陽光発電設備導入補助事業)																											
補助事業の目的	兵庫県内の中小事業者の脱炭素化を促進するため、太陽光発電設備を設置する事業者に対して支援を行う。																											
補助事業の対象となる者	<p>下記（１）または（２）のいずれかに該当する事業を行う者で、かつ（３）に該当する事業を行う者</p> <p>（１）オンサイト PPA 又はリースにより自家消費型太陽光発電設備導入を行う事業</p> <p>（２）自己設置により自家消費型太陽光発電設備導入を行う事業</p> <p>（３）（１）においては需要家が、（２）においては設置者が次に掲げる事項のいずれかに該当する中小事業者等で、兵庫県内で実施される事業</p> <p>ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じ、下表に規定する会社及び個人</p> <p>イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する団体</p> <p>ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人</p> <p>エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人</p> <p>オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人</p> <p>カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの</p> <p>キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等</p> <p>ク 青色申告を行っている個人事業主</p> <p>ケ その他知事が適当であると認める者</p> <table border="1" data-bbox="689 1099 1219 1352"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額又は出資の総額 【A】</th> <th>常時使用する従業員の数 【B】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等 (運輸業・建設業等を含む)</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業</td> <td>3 億円以下</td> <td>900 人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1 億円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5 千万円以下</td> <td>50 人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5 千万円以下</td> <td>100 人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は 情報処理サービス業</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5 千万円以下</td> <td>200 人以下</td> </tr> <tr> <td>その他業種</td> <td>3 億円以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、補助金の申請時点において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に基づく脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業を実施する市町のうち、太陽光発電設備の設置を当該交付対象事業とする以下の区域内に設置する者を除く。</p> <p>(1) 脱炭素先行地域づくり事業を実施する市町にあつては、脱炭素先行地域計画提案書に定める対象エリア</p> <p>(2) 重点対策加速化事業を実施する市町にあつては、当該市町</p>	業種	資本金の額又は出資の総額 【A】	常時使用する従業員の数 【B】	製造業等 (運輸業・建設業等を含む)	3 億円以下	300 人以下	ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下	卸売業	1 億円以下	100 人以下	小売業	5 千万円以下	50 人以下	サービス業	5 千万円以下	100 人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	旅館業	5 千万円以下	200 人以下	その他業種	3 億円以下	300 人以下
業種	資本金の額又は出資の総額 【A】	常時使用する従業員の数 【B】																										
製造業等 (運輸業・建設業等を含む)	3 億円以下	300 人以下																										
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下																										
卸売業	1 億円以下	100 人以下																										
小売業	5 千万円以下	50 人以下																										
サービス業	5 千万円以下	100 人以下																										
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下																										
旅館業	5 千万円以下	200 人以下																										
その他業種	3 億円以下	300 人以下																										
補助事業の対象となる経費	補助対象事業を行うために直接必要な経費として明確に区分できるもの（工事費、設備費、業務費、事務費）																											
補助率	<p>屋根置き・野立て（PPA・リース）： 5 万円/kW、上限：500 万円</p> <p>屋根置き・野立て（自己設置）： 4 万円/kW、上限：400 万円</p> <p>ソーラーカーポート（PPA・リース・自己設置）： 1/3 以内</p> <p>上限：500 万円</p>																											
補助金の額	予算の範囲内（千円未満切り捨て）																											
適用除外する条項																												
その他の事項	<p>1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度または FIP 制度の認定を取得しないこと</p> <p>2 発電して消費する電力量の 50%以上を補助事業に係る需要家の敷地内で消費すること</p>																											

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誓約書 (別添様式第1号) 2 事業計画書 (別添様式第2号) 3 設備設置承諾書 (別添様式第3号) 4 見積書及び見積もり内訳書の写し 5 設置する土地・建物の全部事項証明書 6 登記事項証明書 7 中小事業者等であることが確認できる書類 8 オンサイト PPA モデルの契約書 (案) 及び料金計算書またはリースモデル契約書 (案) 及びリース計算書 等 9 納税証明書 10 設備の仕様がわかる資料 11 単線結線図 12 システム系統図 13 機器配置図 14 設置場所の写真及び位置図 15 補助対象設備の工事期間が判別できる資料 16 サービス料金またはリース料金から交付金額相当分またはその一部が控除されることがわかる書類 17 交付要件該当に係る確認書 (別添様式第4号) <p>(指定期日) 別に指定する日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20%以内の変更をする場合</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。</p>
第 11 条	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業報告書 (別添様式第5号) 2 支出証拠書類の写し 3 単線結線図 4 システム系統図 5 機器配置図 6 オンサイト PPA モデルの契約書 (写) 及び料金計算書またはリースモデル契約書 (写) 及びリース計算書等、または、購入契約書 (写) 等 7 設備の確定仕様がわかる資料 8 設備の稼働が確認できる写真 9 工事請負契約書 10 補助対象設備の竣工写真 11 FIT・FIP の認定又は FIP 制度の認定を取得していないことを証明する資料 <p>(指定期日) 別に指定する日</p>
第 19 条 第 1 項	<p>(処分制限期間) 太陽光発電設備：17年</p>